

今治市滞納債権集金代行及び回収業務委託公募型プロポーザル方式実施要領

(目的)

第1条 この要領は、私債権及び非強制徴収公債権の滞納債権の各債権担当課で徴収が困難な案件について、徴収率向上及び新規滞納者の発生を抑制し、滞納債権の縮減を図るため、当該業務の受託を行い得る能力を有する民間事業者のうち、業務に対する意欲、資質及び技術的能力等が優れた者をプロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）により選定し、その者に業務を委託するために必要な手続等について定めるものとする。

(委託業務の内容)

第2条 委託業務の内容は、債権管理回収業に関する特別措置法「サービサー法」による集金代行及び回収業務とし、別添「今治市滞納債権集金代行及び回収業務委託仕様書」のとおり行うものとする。

ア 集金代行業務滞納債権

滞納債権の種類	所 属 課
有線テレビ放送使用料	情報政策課
電気通信事業使用料	
公会堂使用料	管財課
貸地料	
特別障害者手当等返還金（※）	障がい福祉課
入所者負担金（※）	高齢介護課
配食サービス事業利用料（※）	
グループリビング使用料	
グループリビング利用料（※）	
生活管理指導員派遣事業利用料（※）	
生活管理指導短期宿泊事業利用料（※）	
入院支援員派遣事業利用料（※）	
児童扶養手当返戻金（※）	子育て支援課
子ども手当返戻金（※）	
児童手当返戻金（※）	
母子家庭就業支援手当返戻金（※）	

生活保護費返還金・徴収金（※）	生活支援課
ひとり親家庭医療費返還金（※）	保険年金課
一般被保険者第三者納付金（※）	
退職被保険者第三者納付金（※）	
老人保険第三者納付金（※）	
一般被保険者返納金（※）	
退職被保険者返納金（※）	
ごみ処分手数料	リサイクル推進課
小規模下水道使用料	下水道業務課
市営住宅使用料	住宅管理課
その他住宅使用料	
法定外公共用財産占用料	用地管理課
準用河川使用料	
水道料金	水道総務課（簡易水道課を含む。）
簡易水道使用料	
飲料水供給事業施設水道使用料	
給水管折損工事修理料（※）	

ただし、（※）については、地方自治法施行令第158条に該当しないため、支払い案内及び支払い案内に必要な調査業務のみとする。

イ 回収業務滞納債権

滞納債権の種類	所属課
住宅新築資金等貸付金返還金	人権啓発課
芸予地震災害復旧住宅資金貸付金返還金	市民生活課
国民健康保険高額療養費貸付金返還金	保険年金課
奨学金貸付金返還金	教育委員会事務局総務課

（プロポーザルの参加募集）

第3条 今治市ホームページで閲覧に供する方法により、プロポーザルに参加する事業者を公募するものとする。

（プロポーザルに必要な資格）

第4条 本プロポーザルに参加できる事業所は、次に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年を経過しない者又はこの公告の日前6箇月以内に手形若しくは小切手を不渡りにした者に該当しない者
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続開始の申立がない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がない者
- (4) 破産の申立がない者
- (5) 今治市税に滞納がない者（法人及びその代表者）
- (6) 消費税及び地方消費税並びに法人税に未納がない者
- (7) 今治市契約規則（平成17年今治市規則第63号）第4条第2項による競争入札参加資格者名簿に登録されている者
- (8) 債権管理回収業に関する特別措置法（平成10年法律第126号）第3条に規定する営業許可を受けている者で、集金代行業務の承認を法務大臣より受けている者
- (9) 県及び市町村における滞納債権の管理及び徴収業務の受託実績を有すること。
- (10) 今治市建設工事指名停止措置要綱（平成17年要綱第18号）に基づいて指名停止を受けていない者
- (11) 今治市不当要求行為等防止対策要綱（平成17年要綱）に基づいて報告を受けていない者

（プロポーザルの参加申込）

第5条 プロポーザルへ参加を申し込む事業者（以下「参加申込事業者」という。）は、別に定める参加申込書を所定の期限までに納税課債権管理室に提出しなければならない。

2 参加申込事業者は、次に掲げる書類を持参により提出しなければならない。

- (1) 参加申込書（様式第1号） 1部
- (2) 提案者（会社）概要 1部
- (3) 集金代行業務ついて兼業業務の承認を受けていることを証明する書類の写し 1部
※法務大臣より「債権管理回収業に関する特別措置法」（平成10年法律第126号）第3条の規定に基づき債権管理回収業の許可を受けている債権回収会社
- (4) 業務実績一覧表及び業務実績調査票（様式第5号） 1部
- (5) 暴力団等排除に関する誓約書（様式第2号） 1部
- (6) 委託費見積書（様式第3号）1部
- (7) 企画提案書 11部（正本1部、副本10部） 表紙（様式第6号）

3 参加事業者は、次に掲げる評価項目を含む内容を企画提案書として原則A4版サイズの書類に日本語で作成し、所定の表紙を付け、提出しなければならない。なお、電子装置に使用する記憶媒体での提出は認めない。

（資格審査及び審査結果通知）

第6条 参加申込事業者から提出された参加申込書及び添付書類を基に、参加申込事業者のプロポーザル参加資格を審査する。

2 前項の審査結果を参加申込事業者に次のとおり通知するものとする。

- (1) プロポーザルへの参加資格を有すると認められた業者（以下「参加事業者」という。）に対し、別に定める通知書を送付し、プロポーザルへの参加を要請するものとする。

(2) プロポーザルへの参加資格を有しないと認められる場合は、別に定める通知書を送付し、プロポーザルへの参加資格を認めない旨を通知するものとする。

(プロポーザル)

第7条 参加事業者は、当実施要領及び別に定める募集要領に従い、次に掲げる項目について、企画提案書及び各資料を作成し、提出しなければならない。

- (1) 業務実施方針及び実施計画（基本的な取組姿勢、業務フロー、実施スケジュール）
- (2) 実施体制（会社の概要、財務状況（貸借対照表及び損益計算書に類する書類（前2事業年度分）、法人税申告時の事業年度分の申告書（別表1(1)、所得の金額の計算に関する明細書（別表4）、電子申告受信簿若しくは税務署受付印のあるもの（前事業年度分）、人員配置、業務体制（業務経験年数は記入必須）、連絡体制、専門性、能力、拠点、設備など）
- (3) 当業務の実施方法（手法、手順等）支払い案内、文書催告、電話催告、支払方法等の相談業務、集金及び入金業務、報告及び連絡事務、分納管理事務、問い合わせ等（苦情）対応
- (4) 個人情報保護及びコンプライアンスの考え方と対策
- (5) 債権管理回収業務の実績（他市、県における実績）
- (6) 委託料 ※未収金の回収額に対する割合（40%以内）で提示のこと。※税抜き
- (7) その他（事業実施に関する創意工夫など）

（質問の受付）

第8条 参加事業者からの企画提案書作成等に係る質問は、受け付けるものとする。

2 参加事業者は、前項に規定する質問は、募集要領に定める方法により当該要領が定める期限までに行わなければならない。

3 参加事業者から前2項に規定する質問を受けた場合は、募集要領で定める方法により、質問内容と当該質問に対する回答を公表するものとする。

（プロポーザルの辞退）

第9条 参加事業者は、プロポーザル参加辞退届を書面で提出することにより、いつでもプロポーザルの参加を辞退することができる。この場合、提出は持参によるものとする。

（プロポーザルの評価基準及び選定）

第10条 評価は、主に業務に対する理解度、説明能力、意欲、企画提案書の的確性、表現力、独創性、実施手順の妥当性、社員配置の妥当性、提案内容の根拠、解析力等を基準とし、業者の選定は、別に定める今治市滞納債権集金代行及び回収業務委託事業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）が行うものとする。

2 業者の選定は、成功報酬率（税抜き）40%以内の参加事業者に対し、企画提案書の内容等に関するヒアリングを行った後、参加事業者から提出された業務提案等を今治市滞納債権集金代行及び回収業務委託の評価項目及び評価基準に基づいて行うものとする。

3 業者の選定は、各参加事業者の企画提案書の各項目について評価及び採点を行い、評価基準総合点により、順位付けを行い、最も得点の高い者を最終受託事業推薦者（以下「推薦者」という。）として選定する。ただし、選定委員会の審査によっては、推薦者として選定しない場合がある。

4 評価基準総合点は、評価項目ごとに選定委員会委員の評価点数を合計し、その平均点を採用する。小数点以下の端数があるときは、小数点以下第3位で四捨五入する。

(審査結果の報告)

第 11 条 選定委員会は、審査結果に基づき順位付けを行い、最も得点の高い者を推薦者として市長へ報告するものとする。

(候補者の決定及び通知)

第 12 条 前条の報告を受け、最終受託事業候補者（以下「候補者」という。）を決定し、契約の相手方として正式に決定する。

2 正式に候補者に決定された参加事業者に対し、候補者に決定された旨を通知する。

3 候補者に決定されなかった参加事業者に対し、決定されなかった旨を参加事業者に通知する。

(委託契約)

第 13 条 地方自治法施行令第 158 条、第 158 条の 2、今治市会計規則第 38 条、地方公営企業法第 33 条の 2、地方公営企業法施行令第 26 条の 4 及び今治市公営企業料金等徴収等事務委託規程に基づき、候補者に決定した者と今治市滞納債権集金代行及び回収業務委託（以下「委託契約」という。）を締結する。

2 委託契約の条件等は、候補者と協議のうえ、別に定めるものとする。

3 候補者は、円滑に受託業務を行うことができるよう自らの責任において準備を行い、準備に必要な経費を負担するものとする。

(委託契約期間)

第 14 条 委託業務の候補者との契約期間は、契約締結の日から西暦 2024 年 3 月 31 日までとする。

(失格条件)

第 15 条 参加事業者及び候補者と決定した事業者が、次に掲げる事由に該当した場合は、プロポーザルの参加資格又は候補者の決定を取り消す。

(1) 企画提案書作成に係る不正行為又は参加資格等に瑕疵が認められた場合

(2) 委託契約締結前に指名停止となった場合

(第 2 位以下の者の繰上げ)

第 16 条 候補者に委託契約を履行することができない事由が生じた場合は、第 10 条第 3 項の規定により決定された順位の第 2 位以下となった参加事業者のうち評価基準総合点が上位であった者から順に当該業務委託についての交渉を行うものとする。

(プロポーザルの公表)

第 17 条 プロポーザル実施の公表は、今治市ホームページで行う。

(事務局)

第 18 条 事務局は、今治市企画財政部納税課に設置する。

2 事務局は、参加申込事業者との連絡調整を行うものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要領は、平成 30 年 6 月 1 日から施行する。

(要領の廃止)

2 この要領は、候補者と当該委託契約を締結した時点で廃止する。

(様式第1号)

今治市滞納債権集金代行及び回収業務委託の企画提案プロポーザル参加申込書

平成 年 月 日

(宛先)
今治市長

所在地 _____

会社名等 _____ 印

代表者名 _____ 印

今治市滞納債権集金代行及び回収業務委託の企画提案プロポーザルについて、
参加いたしたく申請します。

担当者 _____

部署 _____

電話番号 _____

FAX番号 _____

受付日※

※については、今治市にて使用する。

(様式第2号)

誓 約 書

(宛先)

今 治 市 長

自己又は自己の団体の役員等は、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）、暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないことを誓約します。

平成 年 月 日

(団体所在地・名称)

住 所

(代表者名)

氏 名

印

※ お願ひ

今治市では、事業から暴力団等を排除するため、申請者に暴力団等でない旨の誓約をお願いしています。

また、今治警察署に照会する場合があります。

この様式に記載された個人情報は、暴力団等を排除する目的以外には使用しません。

(様式第3号)

委託費見積書

平成 年 月 日

(宛先)

今治市長

住 所

氏 名

印

指示事項を了知し、地方自治法、同施行令及び今治市会計規則を承認のうえ、
次のとおり見積りします。

1 成功報酬率(税抜き)

_____ %

2 件 名 今治市滞納債権集金代行及び回収業務委託

(様式第 4 号)

質 問 書

(送信先)

今治市企画財政部納税課債権管理室 あて
F A X (0898) 31-3181 (送信書は不要です)
電子メール nouzei@imabari-city.jp

表題

概要

詳細

回答

質問者

社名

担当者

連絡先 TEL

FAX

電子メール

(様式第5号)

業務実績一覧表及び業務実績調査票

(会社名:)

／ 枚目

通番	業務委託項目及び受託債権の科目 (プロポーザル方式実施要領第5条による。)					発注先 自治体名	委託業務名	契約期間	請負金額等 (成功報酬%)	滞納債権 受託件数 (合計)	滞納債権 受託合計額	回収件数	回収金額	備考
	集金代行業務			回収業務										
1								平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			円	件	円	
2								平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			円	件	円	
3								平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			円	件	円	
4								平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			円	件	円	
5								平成 年 月 日から 平成 年 月 日まで			円	件	円	

(様式第 6 号)

企 画 提 案 書

今治市滞納債権集金代行及び回収業務委託
公募型プロポーザル方式

- 1 事業者名
- 2 提出日
- 3 提出部数

(通し番号 第 / 部)